

平成22年10月25日

農林水産省経営局協同組織課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「JA共済連の柔道整復師医療受診妨害防止」一歩進めた要望

要望の趣旨

JA共済連が各地域で交通事故患者の柔道整復師（以下「整復師」という。）受診に対し、難癖をつけ、受診妨害を行っています。この原因の解明と問題点の整理と再発防止周知徹底をお願い申し上げます。

要望の理由

先きの要望（平成22年6月1日）に続いて、この度、別紙連絡がありました。こうした問題が繰り返される原因・理由はJAの構造とその担当者の意識・認識のあり方にあると考えます。既に、先年、妨害防止の周知徹底を頂いた次第で、それが提示資料ですが、この場合、この対策は、単なる一片のペーパー対応程度では困難の当然です。そこで、組織構造の責任体制明確化と、もに担当者の責任体制の明確化を図り、下記事項について再発防止周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

記

各受診妨害問題の要点

1. 柔道整復師医療で医師の指示や同意などの不要件の理解困難問題。
2. JA共済連の給付の権限をもって患者と柔道整復師の意見無視を正当化する問題。
3. 誤解や疑問を指摘され、その反面・勉強の姿勢の有無が問われる問題。
4. いずれの注意も、「医療は医師の治療を受ければ良い。」「要は、まず、医師の治療を受けるべきである。」という「医療は患者（国民のモノ）」を「医療は医師のモノ」とする誤解に基づく問題。

問題解決の要点（行政の注意点）

1. 「医療」とは誰れのモノかについて、「医師のモノ」ではなく、患者のモノという理解の周知徹底。
2. 「医療選択の自由」について、「JA共済連の給付」であるが、患者（受給者）の正当な医療選択の自由を妨害するものではない事の周知徹底。
3. 今回事例及びその他の事例に見るJA共済連の不勉強と無責任の責任の明確化。
4. 行政庁としてJA共済連の注意指導困難理由と解明の克服のお願い。